

河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、間伐搬出を促進し、山林の荒廃を解消することで、災害の未然防止及び健全な森林の育成並びに脱炭素社会実現に向け河南町産材の利用促進を図るため、間伐材の搬出に要する経費に対し、予算の範囲内において、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、河南町補助金交付規則（平成14年河南町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象森林)

第2条 補助金の対象となる森林（以下「対象森林」という。）は、次の各号のいずれにも該当する森林とする。

- (1) 河南町内にある森林で地域森林計画（森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する都道府県知事がたてる地域森林計画をいう。）の対象となっている民有林
- (2) 同一年度内に当該補助金又は他の間伐材の搬出に係る補助金の交付の対象となっていない民有林

(補助対象間伐材)

第3条 補助金の対象となる間伐材は、対象森林での間伐（材積に係る伐採率が35%以下のものに限る。）で生じた間伐材のうち、補助金申請年度内に大阪府森林組合木材総合センターへ搬出したもの（以下「対象間伐材」という。）とする。

(補助金の交付対象者等)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 対象森林の所有者
- (2) 対象森林の所有者から提出された同意書により、事業の実施の同意を得ている森林組合又は林業事業体

2 前項の要件を満たす補助対象者であっても、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、補助金を交付しない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員及び河南町暴力団排除条例（平成25年河南町条例第21号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合

(2) 対象森林の所有者及び事業の実施の同意を得た森林組合又は林業事業体に町税の滞納がある場合

（補助金の額）

第5条 事業の補助金の額は、対象間伐材1立方メートル当たり7,000円とする。

2 補助金の上限額は、補助対象者1人当たり60万円とする。ただし、前条第1項第2号に規定する者においては、対象森林の所有者1人当たり60万円とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定にかかわらず、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 対象森林の位置図及び搬出経路図（縮尺1/5, 000以上）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 対象森林の所有者を証明するもの

(4) 現況写真

(5) 森林所有者の同意書（様式第3号。森林所有者以外の者が申請者となる場合に限る。）

(6) 町税の完納証明書（対象森林の所有者及び事業の実施の同意を得た森林組合又は林業事業体）

(7) 伐採に係る届出又は許可の写し

(8) その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、対象森林の伐採等を実施するにあたり、森林法に規定する届出や許可等が必要な場合は、その届出書又は許可等の写しを交付申請書に添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により速やかに申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要と認めるときは条件を付することができる。

2 町長は、前項の審査の結果、第4条第1項に規定する要件を満たさない、又は同条第2項の規定に該当すると認めるときは、補助金の不交付を決定し、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（着手届）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「事業者」という。）は、補助金の交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）に着手したときは、速やかに着手届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（変更等承認）

第9条 事業者は、補助事業の変更又は補助事業の中止をするときは、あらかじめ河南町間伐材搬出利用促進事業補助金（変更・中止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助事業（変更・中止）承認申請があったときは、その内容を審査の上、変更又は中止を承認し、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金（変更・中止）承認通知書（様式第8号）により事業者へ通知する。この場合において、町長は、補助事業変更承認に際し、必要な条件を付することができる。

3 町長は、前項の審査の結果、補助事業（変更・中止）を不承認とする場合は、その旨を河南町間伐材搬出利用促進事業補助金（変更・中止）不承認通知書（様式第9号）により、速やかに事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 事業者は、補助事業を完了したときは、規則第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時期のいずれか早い時期までに、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日
- (2) 補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象森林の位置図及び搬出経路図（縮尺1/5, 000以上）
- (2) 搬出詳細書（様式第11号）
- (3) 搬出数量を証明する書類の写し
- (4) 完了写真
- (5) その他町長が必要と認めた書類

（補助事業の検査及び補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、書類審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金確定通知書（様式第12号。以下「確定通知書」という。）により事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 事業者は、前条に規定する確定通知書を受領したときは、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、河南町間伐材搬出利用促進事業交付決定取消通知書（様式第14号）により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又はその他法令の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 事業の施工方法が不適切と認められたとき
- (4) その他町長が不相当と認めるとき

2 前項に規定する補助金の返還については、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金返還命令書（様式第15号）により事業者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の返還を通知された事業者は、町長が定める期限までに補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第14条 事業者は、当該補助金に関する書類補助金交付後5年保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月26日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

河南町長 様

住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

年度河南町間伐材搬出利用促進事業補助金の交付を受けたいので、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

添付書類

- (1) 対象森林の位置図及び搬出経路図（縮尺 1 / 5，000 以上）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 対象森林の所有者を証明するもの
- (4) 現況写真
- (5) 森林所有者の同意書（様式第 3 号。森林所有者以外の者が申請者となる場合）
- (6) 町税の完納証明書（対象森林の所有者及び事業の実施の同意を得た森林組合又は林業事業体）
- (7) 伐採に係る届出又は許可の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類

私は、暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。また、下記事項に同意します。

- ・暴力団員又は暴力団密接関係者と認められたときは、補助金を交付しません。また、補助金の交付決定後、暴力団員又は暴力団密接関係者と認められたときは交付の決定の取消しを行います。
- ・記載された個人情報、河南町暴力団排除条例に基づき、警察への照会に使用することがあります。
- ・本事業における森林の搬出状況と伐採届等の記載事項については、大阪府森林組合と情報を共有する場合があります。

様式第 5 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

河南町間伐材搬出利用促進事業補助金不交付決定通知書

様

河南町長

印

年 月 日付けで交付申請のあった河南町間伐材搬出利用促進事業補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第6号（第8条関係）

着 手 届

年 月 日

様

住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____

下記のとおり事業に着手したので、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により届出します。

記

1. 交付決定番号 _____ 第 _____ 号

2. 補助交付決定金額 _____ 金 _____ 円

3. 搬出予定数量 _____ m^3

4. 事業の着手年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様式第7号（第9条関係）

河南町間伐材搬出利用促進事業補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日

河南町長 様

住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

年 月 日付け河南町指令第 号をもって補助金交付決定のあった 年度河南町間伐材搬出利用促進事業補助金について、下記の理由により、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付要綱第9条第1項に規定する（変更・中止）承認を受けたいので申請します。

記

1. 変更・中止の理由
2. 増・減すべき補助金額
3. 補助金既交付決定額
4. 変更・中止後の補助金申請額

添付書類

- (1) 対象森林の位置図及び搬出経路図（縮尺1／5，000以上）（対象森林が変更となる場合）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 対象森林の所有者を証明するもの（対象森林が変更となる場合）
- (4) 現況写真（対象森林が変更となる場合）
- (5) 森林所有者の同意書（様式第3号）
（対象森林が変更となり、森林所有者以外の者が申請者となる場合）
- (6) 町税の完納証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

様式第 9 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

河南町間伐材搬出利用促進事業補助金（変更・中止）不承認通知書

様

河南町長

印

年 月 日付け河南町指令第 号で交付決定した河南町間伐材搬出利用促進事業補助金の（変更・中止）について、下記の理由により不承認としたので、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知します。

記

不承認交付の理由

様式第10号（第10条関係）

河南町間伐材搬出利用促進事業補助金実績報告書

年 月 日

河南町長 様

住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

下記事業は、 年 月 日に完了したので、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1. 補助金交付決定額
2. 補助金精算額
3. 総搬出数量
4. 事業完了年月日

添付書類

- (1) 対象森林の位置図及び搬出経路図（縮尺1／5，000以上）
- (2) 搬出詳細書（様式第11号）
- (3) 搬出数量を証明する書類の写し
- (4) 完了写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第 1 2 号 (第 1 1 条関係)

第 号
年 月 日

河南町間伐材搬出利用促進事業補助金確定通知書

様

河南町長

印

年 月 日付けで実績報告のあった河南町間伐材搬出利用促進事業補助金について、下記のとおり確定したので、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付請求書

河南町長 様

住 所 _____
団体名 _____
氏 名 _____
連絡先 _____

年 月 日付けで河南町指令第 号により確定通知のあった河南町間伐材搬出利用促進事業補助金について、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 _____ 円

2. 補助金の振込先

金融機関名			
支 店 名			
種 別	普通・当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		
		

様式第 1 4 号 (第 1 3 条関係)

第 号
年 月 日

河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付決定取消通知書

様

河南町長

印

年 月 日付け河南町指令第 号で交付決定をした河南町間伐材搬出利用促進事業補助金について、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり取り消します。

記

取消理由	
------	--

河南町間伐材搬出利用促進事業補助金返還命令書

様

河南町長

印

年 月 日付け河南町指令第 号で交付決定を取り消した河南町間伐材搬出
利用促進事業補助金について、河南町間伐材搬出利用促進事業補助金交付要綱第13条第2
項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

1 返還理由	
2 返還金額	金 円
3 返還期限	年 月 日 まで
4 特記事項	